

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

茅野市長 今井 敦

市町村名 (市町村コード)	茅野市 (20214)	
地域名 (地域内農業集落名)	宮川地区 (丸山集落、田沢集落、坂室集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月13日(第1回)	
	令和7年1月15日(第2回)	
	令和7年1月17日(第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

市の南部に位置し、標高770m～980mに耕地が分布している。市道1級16号線(通称:坂室・田沢・丸山線)と1級河川弓振川に挟まれた地域を中心とする農用地は、水田、セルリー・パセリ等の洋野菜の団地、花卉栽培に利用されている。また、同地域内では畜産も行われている。

しかし、市街地に近い地域であることから開発指向が強く、近年は宅地造成が盛んに行われ、農地のスプロール化、混住化が進んできている。

農家の一定の割合を兼業農家が占めているが、担い手も含め、数の減少と高齢化が進んでいる。地域の農家を守ると共に、担い手への農地の集積と、担い手の確保をあわせて進めていく必要がある。

また、施設面については、圃場整備実施から年数がたっている箇所では水路等の劣化等も見られ、補修が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻・そばの生産については、地域の農家を守りながら、あわせて地域の法人や主力農家への農地の集積・集約化を徐々に進めていく。

・畑作物として、野菜(セルリー、ブロッコリー、スイートコーン)、花卉(トルコギキョウ)等の生産の振興を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	89.43 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	89.43 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

圃場整備実箇所の農地を基本とし、それに連担する農振農用地(青地)を一部追加をした区域を農業上の利用が行われる区域とし、前記の区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針									
兼業農家をはじめとした地域の農家を中心に地域で地域の農地を守ることを基本としていく。 一方、新しい担い手の確保や、農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者、法人を中心に団地面積の拡大、担い手への農地集積も並行して進める。									
(2)農地中間管理機構の活用方針									
地主の希望のある農地については、農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。									
(3)基盤整備事業への取組方針									
農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を、担い手のニーズ、地域の実情を踏まえ実施する。									
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針									
市町村やJAと連携し、重点品目を設定のうえ、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。									
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針									
地域内で農作業の効率化を図るため、効率化が図れる作業については地域の集落営農組織や法人等へ委託を進める。									
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)									
☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									